

千葉県報

定期
平成30年3月30日

第13313号

主　要　目　次

告示	生活保護法等に基づく指定医療機関の指定（二件）
	生活保護法等に基づく指定医療機関の名称の変更
	生活保護法等に基づく指定医療機関の廃止
	生活保護法等に基づく指定医療機関の休止
	生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退
	生活保護法等に基づく指定介護機関の指定
	生活保護法等に基づく指定施術者の指定
	生活保護法等に基づく指定施術者の施術所の名称の変更
	生活保護法等に基づく指定施術者の施術所の名称及び所在地の変更
	生活保護法等に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定
	道路区域の変更（四件）
	道路の供用開始
	臨港地区内の分区の指定
	都市計画臨港地区の変更
	土地区画整理事業の事業計画の変更認可
	都市計画墓園事業の事業計画の変更認可
	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可
	平成四年千葉県告示第三百九十四号の一部を改正する告示
	選舉管理委員会告示
	指定講習機関の変更の届出
	道路交通法第八条の三十二の一第一項の規定による運転免許取得者教育の認定の変更
	水道局告示
	昭和三十九年千葉県水道局告示第一号の一部を改正する告示

名 称	所 在 地	千葉県知事	鈴木 栄治	示	告	千葉県告示第百五十五号	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰國した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律）の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。	平成三十年三月三十日
アオイ薬局	松戸市夜間小児急病センター	松戸市千駄堀九三三の一	平成二十九年十一月二十日	一九	一七	一七	一六	一一
			七日					

森脇慎

新鎌ヶ谷中央
三十九

院

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷一
の七の二〇
平成二十九年
十一月一日

千葉県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者の施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があつた。

		氏名		施術所		変更年月日
		中村寿人		骨院		
佐伯璃子		菊池秀法	院	やもと整骨	なないる整骨院	変更前
ジ 楽 ら く	訪問リハビ リマッサ ー	訪問リハビ リマッサ ー・シヨン	訪問リハビ リマッサ ー	訪問リハビ リマッサ ーの杜	整骨院・杏 の杜	わだつみ整 骨院
西 (指圧治 療院わ)	ジ 楽 ら く印	O W 南柏ス テー シヨン	OW 南柏ス テー シヨン	西(指圧治 療院わ)	旭市後草 の一〇	船橋市藤原 二の二の五
		丘一の四六 二の二〇	丘一の四六 二の二〇	流山市松ヶ 丘一の四六 二の二〇	旭市後草 二、〇五七	船橋市海神 二の一五の
		丘一の四六 二の二〇	丘一の四六 二の二〇	流山市松ヶ 浅間三の一 印西市小林	旭市後草 二、〇五四	船橋市藤原 二四
		印西市小林 浅間三の一 一の一	印西市小林 浅間三の一 一の一	印西市小林 印西市小林	旭市後草 二、〇五四	船橋市藤原 二四
				平成三十年一 月十一日	平成二十九年 十一月三日	平成二十九年 十月二十日

千葉県告示第百六十六号
廃棄物の処理及び清掃
第一項の規定により、指

区域を次のとおり指定する。

西川昇	氏名	
	名	施
株式会社夢心	称	術
埼玉県三郷市 三郷二の二の 二	変更前	在
埼玉県三郷市 三郷二の一四 の一二	変更後	地所
平成二十九年 七月一日	変更年月日	

平成三十年三月三十日

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術者の施術所の所在地の変更について次のとおり届出があつた。

平成30年3月30日(金曜日)

千葉県

第13313号

千葉県告示第百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県国土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、平成三十一年三月三十日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

区間		道路の種類		路線名		千葉県告示第百六十八号		変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長		千葉県告示第百六十九号	
前後別	変更の区間	前後別	道路の種類	路線名	千葉県告示第百六十八号	変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	前後別	変更の区間	前後別	道路の種類	路線名
敷地の幅員	道路の種類 県道	前後別	変更の区間	路線名 千葉鎌ヶ谷松戸線	変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、千葉県国土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、平成三十一年三月三十日から三週間、縦覧に供する。	前後別	変更の区間	前後別	道路の種類	路線名
延長	千葉県知事 鈴木 栄治	前後別	変更の区間	路線名 千葉鎌ヶ谷松戸線	変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、千葉県国土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、平成三十一年三月三十日から三週間、縦覧に供する。	前後別	変更の区間	前後別	道路の種類	路線名
摘要											

八千代市大和田新田字八幡番二六地先から											
丁目一七番三地先まで											
後一、〇九八番地先から											
一八・八九メートルから											
四二・九四メートルまで											
トル											
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
一一・一〇メートルから											
一二・三四メートルまで											
トル											
二五五・一一メー											
表示する											
敷地の区分をい											
Bは、関係図面に表示する											
A及びB											
う。											